

ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ONSENガストロノミーウォーキングイベントを開催するために必要な経費を支援することにより、開催地域及び周辺地域への誘客と本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、ONSENガストロノミーウォーキング鳥取市開催実行委員会（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ONSENガストロノミーウォーキングイベントの開催に係る事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 申請者団体概要（様式第3号）
- (4) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号）

3 申請者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」と

いう。)の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払い)

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第4号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具に該当するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、その他補助事業の実施に必要と認められる経費
--------	---

様式第2号(第6条、第10条関係)

ONSENガストロノミーウォーキング事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

様式第3号(第6条関係)

申請者団体概要

1) 団 体 名																
2) 代 表 者 氏 名																
3) 住 所 ・ 連 絡 先	住 所 : 電話番号 :															
4) 設 立 年	年 月 日															
5) 課 税 ・ 免 税 の 別	<input type="checkbox"/> 課税団体 (事業者) <input type="checkbox"/> 免税団体 (事業者) ※いずれかにチェックをしてください															
6) 団 体 の 目 的																
7) 構 成 員 数	人															
8) 主 な 構 成 員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実行委員長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	役職	氏名	所属等	実行委員長			委員			委員			委員		
役職	氏名	所属等														
実行委員長																
委員																
委員																
委員																
9) こ れ ま で の 主 な 活 動																

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により、額の確定を受けたONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金について、ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

(別紙として積算の内訳を添付すること)